

議案第36号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）

を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>24の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>21の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p>

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
17 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てる時。 （1）障害者自立支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する <u>運営の安定化等</u> を図る措置のための事業 （2）障害者自立支援法

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
17 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運営を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てる時。 （1）障害者自立支援法の <u>施行に伴う激変緩和措置として同法による</u> 障害福祉サービスを提供する事業者に対して <u>行う事業</u> （2）障害者自立支援法

				による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業				による新しい事業体系への移行等のための緊急的な経過措置のための事業
				(3) <u>福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業</u>				
				(4) <u>その他障害者自立支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業</u>				(3) <u>その他障害者自立支援法の円滑な運用を図るために実施する緊急的な事業</u>
略					略			

21 鳥取 県妊婦 健康診 査支援 基金	市町村が 実施する妊 婦健康診査 事業の円滑 な推進を図 ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。
22 鳥取 県地域 活性化 ・生活 対策臨 時基金	地域の活 力を維持・ 再生するた めに、地域 の諸課題に 柔軟に対応 して県民の 生活基盤の 整備を図り、 もって県民 生活の向上 に資すること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。
23 鳥取 県安心 こども 基金	保育所の 計画的な整 備等を実施 するととも に、認定こ	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる

21 鳥取 県妊婦 健康診 査支援 基金	市町村が 実施する妊 婦健康診査 事業の円滑 な推進を図 ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。
----------------------------------	--	-----------------------------	---	--

	ども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うこと。		積立て	とき。
24 鳥取県消費者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

--	--	--	--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。